

吉岡町ボランティアポイント制度

～新しい自分への再発見・自分に合った活動を見つけるために～

社会福祉協議会では、平成 23 年 4 月から、ボランティア活動の充実・発展を目的にボランティアポイント制度を導入しました。導入後 10 年経過し、これまで多くの方々に福祉のまちづくりのため、『縁の下の力持ち＝^{アンサンブルヒーロー}Unsung Hero』として社協事業にご尽力いただきました。令和 4 年 4 月よりボランティアセンター開設に伴い、5 年後、10 年後への福祉のまちづくり実現に向け、新たなボランティアポイント制度を始めます。

ボランティア活動の魅力を伝えて新たな担い手を発掘し、学生も仕事や家事をしている方も、仕事や子育てが一段落した方も、誰もが“プロボノ”として自分が持つ技術・知識・経験を活かし、自身のスキルアップと生きがいづくり、自分らしくいきいきと楽しみながら地域のために活動をしていけるその一翼をボランティアポイント制度が担います。



社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会

〒370-3604

吉岡町南下 1333 番地 4 (吉岡町老人福祉センター内)

TEL 0279-54-3930

FAX 0279-54-3673

Mail yoshioka.sya@ivory.plala.or.jp

ホームページ <https://www.yoshioka-shakyo.jp>



1 対象ボランティア

- ボランティア登録をしている個人・団体（学生も含む）
- ふれあい・いきいきサロンボランティア
- その他、社協事業に係るボランティア
- 介護施設等で活動をするボランティア

（介護施設等ボランティアについてはあらかじめ社協にボランティア受入登録をしている施設に限ります）

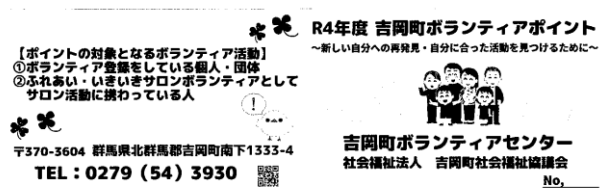
※ **上記ボランティアは町内ボランティアに限定する**

2 「吉岡町ボランティアポイント（カード）」の配布・回収について

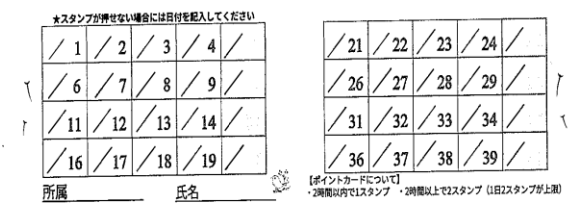
- ・ 毎年 3 月末に回収と次年度用を配布
（令和 4 年度については、ボランティア登録者全員に配布する）

※ サロンや各種団体代表者の方がとりまとめをお願いします。
（但しサロンや各種団体代表者の方のとりまとめが難しい場合は、個人で保管し、社協まで提出をお願い致します）

※ サロンや各種団体につきましては次年度の配布者数を確認後、配布します



（ 表 面 ）



（ 裏 面 ）

↑レイアウトは従来のもので変更になり、2つ折りに変わります

3 スタンプ（ポイント）について

・活動ごとにカードの提示をお願いします

活動事業	押印場所
社協が行うボランティア事業 （移送・配食・傾聴・カフェ等）	⇒活動終了後、担当職員が押印 （日付記入も含む）
地域住民主体のボランティア活動 （サロンや各種ボランティア団体等）	⇒原則、サロンや団体代表者が押印 （日付記入も含む）
その他ボランティア活動事業	⇒活動終了後、担当職員が押印 （日付記入も含む）
介護施設等で行うボランティア活動	●活動が継続的の場合 ⇒施設担当者が押印（日付記入も含む） ●活動が年数回で単発の場合 （納涼祭のバソ補助、芸能発表慰問等） ⇒社協職員が押印（日付記入も含む）

※基本的には、地域住民主体のボランティア活動は、代表者が押印しますが、代表者の押印が難しい場合につきましては、個人で活動日の日付を記入し、管理をお願い致します。

<ポイント付与について>

- ・2時間以内で 1 スタンプ
- ・2時間以上で 2 スタンプ（1日2スタンプが上限）

※他のボランティアをされていても1日あたりのスタンプ上限は2スタンプとなります。

- ・スタンプは1年ごとの集計となり、次年度への繰り越しはできません。
（4月1日にリセットされます）

★ポイントの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。



このスタンプを押印します！
いちようマークが目印です



【 注 意 】

※所属ボランティアが複数ある場合は、ポイントは合算扱いとなります！

4 スタンプ（ポイント）の還元について

- 下記のとおり社会福祉協議会より感謝の意を込め副賞を贈呈いたします。

スタンプ数	勲章
1～19 個	ふなおだき
20～29 個	ヒバリ
30～39 個	きく
40 個以上	いちよう

※表彰に関しては、毎年対象期間後にボランティア感謝祭と一緒にいきます

●お楽しみ抽選会

きく勲章といちよう勲章を受章され、スタンプ交換をされた方が対象となります。抽選会で当選された数名に豪華賞品が当たります☆

5 対象期間

- 毎年 4 月～翌年 3 月末

6 ポイントの対象となるボランティア活動

- ①ボランティア登録をしている個人・団体
- ②ふれあい・いきいきサロンボランティアとしてサロン活動に携わっている人

【注意事項】

※次の活動については、ポイントの対象となりません。

- 親族に対する活動
- 個人に対する報酬、謝礼金等が支払われている活動
- 本来施設職員が行うべき介護サービス提供のボランティア
(施設職員とともに行う軽微且つ補助的な活動は対象とします)
- 政治活動又は宗教活動を行うもの
- 介護施設等であらかじめ社協にボランティア受入登録をしていない施設で活動したもの
- 社協が把握しておらず、個人・団体でやりとりしている活動
(例) 大学生等が直接施設関係者とやりとりをし、活動するものなど
- その他、社会福祉協議会会長が対象外とする活動

